

貿易関係証明の署名について

各 位

当センターにご申請いただいております各種証明書に関して、**署名の偽造が散見されています**。署名届に記載されていない署名者が署名又は署名を真似て貿易関係証明が発給された場合、申請者および代行業者が罰則規定に則り、**発給停止**となるだけでなく、証明書の国際的信用の失墜を招き、証明書を利用する多くの法人（団体）・個人事業主が多大な不利益を被ることとなります。「商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規程」および作成要領の内容をご確認のうえ、必ず登録されている署名者本人がサインをするようご申請ください。

署名の意義（大辞林第三版の解説）

文書上に自己の氏名を記載すること。また、その記載された氏名。本来は自署である。

※自身のクレジットカードを他人が使用してサインをした場合、**犯罪**となるケースがあります。他人使用は禁じられております。

署名者の署名を他の人が真似た場合も同様です。**犯罪**となります。

刑法 159 条 私文書偽造等、刑法 161 条 偽造私文書等行使の罪に問われることがあります。（三月以上五年以下の懲役）

◎商工会議所貿易関係証明罰則規定

原産地証明書に関する罰則

第 7 条 登録署名人でない申請者が輸出者宣誓欄に署名した場合には、次の各号に従って処分する。

(1) 登録済みの署名を真似た場合には、1 年以内の期間、原産地証明書の発給を停止する。

(2) 未登録の署名を行った場合には、6 カ月以内の期間、原産地証明書の発給を停止する。

第 8 条 輸出者宣誓欄に署名した代行業者については、相当の期間、原産地証明書の申請を受け付けないこととする。

2 前項の場合において、その代行業者が再三にわたり同項の署名をした場合においては、制裁金を課することがある。

インボイス証明、サイン証明、その他の証明に関する罰則

第 12 条 登録署名人でない者が署名を行い申請した場合には、次の各号に従って処分する。

(1) 登録済みの署名を真似た場合には、1 年以内の期間、原産地証明書の発給を停止する。

(2) 未登録の署名を行った場合には、6 カ月以内の期間、原産地証明書の発給を停止する。

第 13 条 代行業者が署名を行い申請した場合には、相当の期間、証明書の申請を受け付けないこととする。

2 前項の場合において、その代行業者が再三にわたり同項の署名をした場合においては、制裁金を課することがある。